

就学援助費について

八王子市では、だれもが教育を受けられるよう、経済的に困りの方に、小・中学校の学用品、学校給食等に係る費用を援助しています。

1 援助の対象となる方

(ア) 生活保護を受けている方

(イ) 学校での費用の支払いが経済的に困難な方（所得等の審査があります。）

2 申請手続き

通っている八王子市立小学校・中学校に申請してください。

なお、国・私立、市外の小・中学校に在籍していて、援助を希望する方は、申請書をお送りしますので、学務課までお知らせください。

年度途中からでも申請できますが、その場合申請書を提出した月以降の費用が援助の対象となります。

3 援助の内容

新入学学用品費、学用品費、通学用品費、修学旅行・移動教室の参加費、学校給食費、医療費（学校病の治療費）、体育実技用具費、オンライン学習通信費など。

詳しくは、通っている小・中学校、又は学務課にお問い合わせください。

問い合わせ／学校教育部 学務課

(電話 620-7339 ファックス 627-8813)